

兵労発基 0416 第1号  
令和8年4月16日

建設業労働災害防止協会  
兵庫県支部 支部長 殿

兵庫労働局長



交通労働災害防止対策の強化について（要請）

労働行政の運営につきましては、格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、兵庫労働局におきましては、「兵庫第14次労働災害防止推進5か年計画」に基づき、死亡労働災害を令和4年と比較して令和9年に15%以上減少させること等を目標に掲げ、同計画に定める労働災害防止対策を実施しており、交通労働災害防止についても、「交通労働災害防止のためのガイドライン」（平成25年5月28日付け基発0528第2号、平成30年6月1日最終改正）の周知啓発等に取り組んでいるところです。

しかしながら、兵庫県内の令和7年の交通労働災害による死亡者数は7人（令和6年は6人）となっており、県内の労働災害による死亡者総数29人の約4分の1を占めており、事故の型<sup>(※)</sup>別では最も多い状況にあります。

さらに、令和8年に入ってから、乗用車、バイク、トラックを運転中に既に4人（令和8年3月末日現在、令和7年は同時期1人）の方が交通労働災害により亡くなっており（別添1）、死者が急増している状況です。

こうした状況を踏まえ、これ以上交通労働災害による死者を出さないことを目指し、兵庫労働局において、「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知啓発に改めて取り組むことといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下会員等に「交通労働災害防止のためのガイドライン」を改めて周知いただき、交通労働災害防止を図っていただきますようお願いいたします。

【掲載ページ】



<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/130912-01.html>

※事故の型…物と人との組み合わせによる接触現象をいいます。この分類における事故の型は、墜落・転落、飛来・落下等の21分類から構成されています。



## 令和 7 年 1 月以降に発生した交通労働災害状況概要

	発生月	時間帯	業種	発生状況概要
1	令和 7 年 1 月	6 時台	運輸交通業	被災者が配送を終え、帰社するためにトラックで高速道路を走行していたところ、停車中のトレーラーに衝突したものの。
2	4 月	7 時台	建設業	事業場の事務所から現場に向かう途中、乗車していたトラックが単独事故で横転し、後部座席の被災者は車外に投げ出され死亡した。
3	7 月	9 時台	製造業	被災者は第二神明道路の東行き車線を走行中、トラックが進行方向左手の路肩に寄り、法面に乗り上げたことによりトラックが横転し、上下逆さの状態での停止した。
4	10 月	0 時台	運輸交通業	被災者は、高速道路を 4 t トラックで運転していたところ、片側 2 車線の緩いカーブで道路左側の側壁に衝突した。県外の工業団地で荷降ろし後、帰社する途中であった。
5	11 月	14 時台	清掃・と畜業	社用車で廃棄物収集の現場実地指導を行っていた被災者が、帰社途中の高速道路において、非常駐車帯に停車させた社用車から降車していたところ、走行車線を走行する大型トラックと接触したものの。
6	11 月	19 時台	貨物取扱業	大型トラックを運転して国道を走行していたところ、右カーブを曲がり切れず横転して、道路外の工場建屋に激突したものの。
7	12 月	10 時台	保健衛生業	被災者が、在宅介護の訪問先から別の訪問先に市道を自転車で向かっていたところに、前方車両を追い越そうと反対車線に出ていた軽貨物自動車と横転し、被災者がはねられたものの。
8	令和 8 年 1 月	8 時台	清掃・と畜業	事業場内において、左折した 10 トンダンプトラックと就業場所へ向かうため自転車に乗っていた被災者が接触し被災したものの。
9	1 月	7 時台	製造業	県道の交差点において、バイクを運転していた被災者が、トラックと出会い頭に衝突し死亡したものの。被災者は、自宅から業務に関する研修を受講するため施設(会場)に向かう途中であった。
10	2 月	5 時台	運輸交通業	公道において、3 トントラックを運転していた被災者が、路肩に駐車していた 10 トントラックに後方から衝突し死亡したものの。
11	3 月	10 時台	建設業	被災者と同僚が商品配達のため、社用車で高速道路を走行中、料金所手前の分離帯に衝突した。直後に車が炎上し助手席の被災者が死亡した。

(令和 8 年 3 月末日現在)